

- 市第 53 号議案 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定
- 市第 54 号議案 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の制定
- 市第 55 号議案 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定
- 市第 66 号議案 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正
- 市第 67 号議案 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

1 提案理由等

地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 3 次一括法：平成 25 年法律第 44 号）が施行され、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）」が改正されました。

これにより、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準及び居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者の指定等に関する基準については、国の省令で定めていたものを条例で定めることになるため、制定及び一部改正を行うものです。

施行期日については、改正介護保険法の経過措置が平成 27 年 3 月末で満了することから、関係条例を平成 27 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

2 条例案策定までの経緯

国の省令の内容を基に、横浜市介護保険運営協議会及び横浜市地域包括支援センター運営協議会において次のとおり諮問し、意見等を踏まえて、案を策定しています。

- ・平成 26 年 3 月 19 日 横浜市介護保険運営協議会
(居宅介護支援に関する基準条例)
- ・平成 26 年 6 月 16 日 横浜市介護保険運営協議会
(介護予防支援等に関する基準条例)
横浜市地域包括支援センター運営協議会
(地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準条例)

市第 53 号議案
横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に
関する条例の制定

1 現行省令の概要

介護保険法に基づき、現行省令「介護保険法施行規則」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 人員の配置基準
- (2) 基本方針

2 本市において変更した点

	項目	省令の内容（要約）	条例案の内容（要約）	理由
①	【新設】 用語の定義	(規定なし)	(第 2 条) この条例における用語の定義は、介護保険法の例によるものとする。	規定を明確化するため
②	【新設】 委任	(規定なし)	(第 5 条) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	本市独自の運用の詳細について、別途要綱、協定書等で定めるため
③	【削除】 小規模市町村の人員配置基準	(第 140 条の 66 ロ(2)) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村、一部事務組合または広域連合に地域包括支援センターを設置する場合の人員配置基準	(規定なし)	本市では該当しないため

3 条例の施行予定日

平成 27 年 4 月 1 日

市第 54 号議案
横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の制定

1 現行省令の概要

介護保険法に基づき、現行省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）で定められている基準は、次のとおりです。

第 1 章 趣旨及び基本方針

第 2 章 人員に関する基準

第 3 章 運営に関する基準

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準

2 本市独自の基準及び一部変更した基準

上記の省令を基に、新たに条例で次の基準を規定します。

	項目	省令の内容（要約）	条例案の内容（要約）	理由
①	【一部追加】 事業の運営にあたっての連携	(第 1 条の 2 第 4 項) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。	(第 3 条第 4 項) 連携先に <u>指定居宅サービス等事業者住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアの観点から、インフォーマルサービスを含めた多様な事業者等との連携が必要となるため
②	【新設】 介護保険法第 79 条第 2 項第 1 号で規定されている「申請者の欠格事由として条例で定める者」	(規定なし)	(第 4 条) 法第 79 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、 <u>法人であって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないもの</u> とする。	改正前の介護保険法に従い、指定居宅介護支援事業の申請者が法人格を有する者でないときは指定してはならないこととしたうえで、本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、居宅介護支援事業所の適正な運営を確保するため

③	【一部追加】 文書による同意	<p>(第4条第1項) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について<u>利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(第10条第3項) 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、<u>利用者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(第7条第1項) (第13条第3項) 同意を<u>文書により得なければならない。</u></p>	<p>サービス提供の開始や利用料等の受領における<u>トラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため</u></p>
④	【新設】 衛生管理	(規定なし)	<p>(第24条第2項) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の設備及び備品等について、<u>衛生的な管理に努めなければならない。</u></p>	<p>居宅介護支援は利用者宅に訪問し提供されることから、事業所の衛生管理について規定する必要があるため</p>
⑤	【一部変更】 記録の整備	<p>(第29条第2項) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年</u></p>	<p>(第32条第1項・第2項) 次の記録は完結の日から<u>5年間保存</u>とする。 ・従業員の勤務体制についての記録【新設】 ・居宅介護サービス計画費の請求に関して国民健康保険団</p>	<p>介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため</p>

	<p>間保存しなければなら ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ・居宅介護支援台帳 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <p>(保存期間規定無し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 	<p>体連合会に提出したものの写し【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援台帳 ・指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録 	
--	---	--	--

3 条例の施行予定日

平成 27 年 4 月 1 日

市第 55 号議案

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定

1 現行省令の概要

介護保険法に基づき、現行省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号) で定められている基準は、次のとおりです。

第 1 章 趣旨及び基本方針

第 2 章 人員に関する基準

第 3 章 運営に関する基準

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準

2 本市独自の基準及び一部変更した基準

上記の省令を基に、新たに条例で次の基準を規定します。

	項目	省令の内容 (要約)	条例案の内容 (要約)	理由
①	【一部追加】 事業の運営にあたっての連携	(第 1 条の 2 第 4 項) 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	(第 3 条第 4 項) 連携先に <u>指定介護予防サービス等事業者</u> を加える。	地域包括ケアの観点から、インフォーマルサービスを含めた多様な事業者等との連携が必要となるため
②	【新設】 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号で規定されている「申請者の欠格事由として条例で定め	(規定なし)	(第 4 条) 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、 <u>法人であって</u> 、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する <u>暴力団</u> 、同条第 5 号に規定する <u>暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定</u>	改正前の介護保険法に従い、指定介護予防支援事業の申請者が法人格を有する者でないときは指定してはならないこととしたうえで、本市暴力団排除条例の趣旨

	る者」		する <u>暴力団員等と密接な関係</u> <u>を有すると認められる者でないものとする。</u>	を徹底し、介護予防 支援事業所の適正な 運営を確保するため
③	【一部追加】 文書による同意	(第4条第1項) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について <u>利用申込者の同意を得なければならない。</u>	(第7条第1項) 同意を <u>文書により得なければならない。</u>	サービス提供の開始 や利用料等の受領に おける <u>トラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要</u> と考えられるため
④	【新設】 衛生管理	(規定なし)	(第23条第2項) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の設備及び備品等について、 <u>衛生的な管理に努めなければならない。</u>	介護予防支援は利用者宅に訪問し提供されることから、事業所の衛生管理について規定する必要があるため
⑤	【一部変更】 記録の整備	(第28条第2項) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間保存</u> しなければならない。 ・指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ・介護予防支援台帳 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録	(第31条第1項・第2項) 次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・従業者の勤務体制についての記録【新設】 ・介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し【新設】 ・介護予防支援台帳 ・指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため

		<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 		
--	--	---	--	--

3 条例の施行予定日

平成 27 年 4 月 1 日

市第 66 号議案

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

1 改正の概要

市第 54 号議案の「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例」が施行される場合、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。）」において国の省令を引用していた部分について、本市の条例を引用することになるため、必要な改正を行います。

また、「薬事法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 84 号)」が平成 25 年 11 月 27 日に公布、平成 26 年 11 月 25 日に施行される予定であり、「薬事法」の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改称されるため、条例において引用していた法律の名称について必要な改正を行います。

項目	変更前	変更後
第 14 条 (心身の状況等の把握)	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（ <u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 9 号</u> に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（ <u>横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)</u> 第 16 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
第 82 条 第 1 項 第 2 号 (従業者の員数)	薬局である指定居宅療養管理指導事業所における薬剤師 <u>薬事法</u> （昭和 35 年法律第 145 号）に規定する薬局として必要とされる数以上	薬局である指定居宅療養管理指導事業所における薬剤師 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和 35 年法律第 145 号）に規定する薬局として必要とされる数以上

2 条例の施行予定日

- (1) 第 14 条の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。
- (2) 第 82 条第 1 項第 2 号の改正は、平成 26 年 11 月 25 日から施行します。

市第 67 号議案

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

1 改正の概要

市第 55 号議案の「横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」が施行される場合、「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号。）」において国の省令を引用していた部分について、本市の条例を引用することになるため、必要な改正を行います。

また、「薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）」が平成 25 年 11 月 27 日に公布、平成 26 年 11 月 25 日に施行される予定であり「薬事法」の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改称されるため、条例において引用していた法律の名称について必要な改正を行います。

項目	変更前	変更後
第 14 条 (心身の状況等の把握)	指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（ <u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）</u> 第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（ <u>横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）</u> 第 33 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
第 42 条 第 1 号 (指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)	指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（ <u>指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号</u> に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問	指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（ <u>指定介護予防支援等基準条例第 33 条第 7 号</u> に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問

	の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防訪問介護の提供に努めること。	介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防訪問介護の提供に努めること。
第 80 条 第 1 項 第 2 号 (従業者の 員数)	薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師 <u>薬事法</u> (昭和 35 年法律第 145 号) に規定する薬局として必要とされる数以上	薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> (昭和 35 年法律第 145 号) に規定する薬局として必要とされる数以上

2 条例の施行予定日

- (1) 第 14 条及び第 42 条第 1 号の改正は平成 27 年 4 月 1 日から施行します。
- (2) 第 80 条第 1 項第 2 号の改正は、平成 26 年 11 月 25 日から施行します。